

判決年月日	平成17年10月13日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成17年（行ケ）10332号		
○ 請求項中の「端面」という文言の解釈を誤ったとして審決を取り消した事例			

（関連条文）特許法29条2項，70条1項，2項

本件は，配列型超音波探触子に関する発明（以下「本願補正発明」という。）について，特許拒絶査定を維持する審決の取消しを求めた事案である。審決は，本願補正発明の請求項1の「…前記音響レンズの曲率部と前記圧電素子の長さとを同一寸法にするとともに両端側に端面を有することを特徴とする超音波探触子。」との記載中の「端面」という文言は，「超音波探触子」の両端側に設けられたものを意味すると解釈した上で，本願発明の進歩性を否定した。これに対し，原告は，請求項1の「端面」とは「音響レンズの曲率部」の両端側に設けられたものを意味すると主張し，審決の解釈は誤っていると主張した（下線は筆者が付したものの）。

本判決は，以下のとおり判示した。

「特許出願に係る発明の要旨認定は，特段の事情のない限り，願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいてなされるべきであり，特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないなどの特段の事情がある場合に限って，明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌することが許されるにすぎないと解すべきである（最二小判平成3年3月8日民集45巻3号123頁参照）。

…請求項1には単に「両端側に端面を有する」と記載されているにすぎず，「端面」がどの部分の「両端側」に位置するかについて明確に特定されていない。確かに，請求項1の記載のうち「両端側に端面を有することを特徴とする超音波探触子」との表現をひとまとまりのものとして理解すれば，審決の認定するとおり，「端面」が「超音波探触子」の両端に位置すると解することも可能である。しかしながら，請求項1の記載のうち「音響レンズの曲率部と前記圧電素子の長さとを同一寸法にするとともに両端側に端面を有する」との部分のひとまとまりの表現と理解すれば，「両端側に端面を有する」の「両端側」はその直前の部分，すなわち「音響レンズの曲率部」又は／及び「圧電素子」の「両端側」と解することも十分に可能である。また，請求項1の「両端側に脚部を延出した」との記載の「両端側」が音響レンズの曲率部又は曲率部を有する音響レンズを意味すると認められることにも照らすと，請求項1にいう「両端側」はいずれも曲率部の両端部を意味すると解釈する方がかえって自然であるといえる。いずれにしても，請求項1の記載から「端面」がどの部分の両端側に位置するかを一義的に明確に理解することは困難であるといわざるを得ない。

そこで、本願補正発明の明細書及び図面を参酌するに、本願明細書の…との記載によれば、音響レンズの曲率部の両端側に垂直方向の端面を設ける旨の記載のみが存在し、超音波探触子自体の両端側を端面とするとの記載は何ら存在しないことは明らかである。

次に、本願の図面についてみるに、図面の中には、超音波探触子の両端部（ケース7の両端）に端面が設けられているもの（図1，3）も存在するが、本願補正発明の実施例として図示された図1，3，5，7には、音響レンズの曲率部の両端側に端面のない従来例（図8，9）との対比において、そのいずれにも音響レンズの曲率部の両端側に垂直方向の端面が設けられた超音波探触子が図示されている。

上記によれば、本願補正発明に係る請求項1の「端面」は、音響レンズの曲率部の両端側に設けられた垂直方向の端面を意味するというべきであり、超音波探触子の両端側に設けられているものであるという審決の認定は誤りである。」

被告は、審決の認定に誤りがあるとしても、音響レンズの曲率部の両端側に端面が設けられているものは周知であるから、本願補正発明の進歩性を否定した審決の結論はいずれにしろ維持されるべきであるとも主張していたが、本判決は、この主張に対し、さらなる審判手続を経るまでもなく本願補正発明が独立特許要件を欠くことが明らかであるとはいえないとして、審決を取り消した。

以 上